

**営業秘とは**  
不正競争防止法上の営業秘密は、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知らせていいもの」をいうときでい。

情報としての保護を受けるには、①秘密管理性②有用性③非公知性の要件がある。裁判でよく問題となるのは秘密管理性の有無であり、2003年1月経済産業省が策定した「営業秘密管理指針」も、「営業秘密の性質を踏まえ、企業が秘密として管理しようとする対象が明確にされる」として、当該秘密に接した者が事後に不測の嫌疑を受けたことを防止し、従業員等の予見可能性、ひいては経済活動の安定性が確保できる」と、情報管理の重要性を指摘している。不正競争防止法は、営業秘

を加え、15年の法改正では、立証負担の軽減、除斥期間の延長、処罰範囲の拡大と法定刑の重罰化を追加し、最近高まってきた情報漏えいに向けて対策を強化した。

## 秘密情報の保護

### 匠プラザ21 経営法務大学

# 開示必要性の有無判断

密について、七つの類型のものを不正競争行為として規制し、保護のため、損害の額を推定する定めを置いたり、違法行為を差し止める請求権を与えるなどしている。(これに

**秘密情報の保護**  
企業活動上記3要件を満たす秘密情報となると何も、不正競争防止法の保護対象とされる営業秘密に限られない。

をメリットと受け止め、秘密情報を開示するのに先立ち、取引相手方との間で秘密保持契約を結ぶことが多くなった。こうした場合、契約は、大

それがため、企業は、秘密保持義務を就業規則に盛り込んだり、従業員に秘密保持契約の締結を求めたりしている(労働者は、労働契約に付随する義務の一つとして、使用者の業務上の秘密を保持する義務を負っている)。

抵、秘密情報の定義(複製物も含む)と例外、秘密保持の義務、目的外使用の禁止、契約終了後の返還・破棄、契約に開示されてしまうと、その取り戻しがきかない。取引相手方の情報管理の能力を見極め、開示部分を最小限度にとどめるなど、「必要性の有無と範囲」の判断が求められる。営業秘密等を開示して事業の拡大や事業承継に結びつけるチャンスを生かさない手はないが、営業秘密等の扱いは、事前・事後を通しての常時チェックを怠つてはならない。

この備え自体は了とができる。それだけでなく、企業活動を展開するにおいては、他企業との間で、業務提携をする・共同の研究開発をスタートさせる・企業の合併・買収(M&A)に取り組むなど、広い意味での秘密保持契約の必要が起きたとき、これ

情報管理が最重要事項であることに変わりはない。取引相手方における取扱担当者の交代・退職のほか、期間の経過からくる管理意識の低下などの問題があるからだ。それに取引相手方の不注意で開示後の秘密情報が盗み取られたりする事態も発生する(サイバー攻撃、スマホの悪用など)。